

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付要綱

令和2年11月16日

告示第145号

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた本町において、夜間における町民の利便性向上並びに夜間営業を行う町内事業者の経済活動の安定化を図るため、夜間の町民移動サービスを提供する事業者に対し、その事業に要する経費に予算の範囲内において補助金を交付するため、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 夜間 この要綱において、19時から24時をいう。
- (2) 事業 一般乗用旅客自動車運送事業又は自動車運転代行業をいう。
- (3) 事業者 浪江町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、夜間に町内で町民移動サービスを提供する事業者で、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 浪江町内で事業を展開する者
- (2) 浪江町税を滞納していない者
- (3) 浪江町暴力団排除条例(平成26年浪江町条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者
- (4) 国土交通省の許可を受けている一般旅客自動車運送事業又は福島県公安委員会の認定を受けている自動車運転代行業である者

(補助対象経費及び補助限度額)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の補助限度額は、年間200万円までとする。ただし、その額に満たない場合は、補助対象経費に区分ごとの補助率を乗じて得た額の合計額(千円未満切捨て)とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、町内での事業開始日の14日前(前年度から引き続き本補助金を受けようとするときは当該年度の4月末日)までに、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 国土交通省が発行する一般旅客乗用自動車運送事業の許可の写し又は福島県公安委員会が発行する自動車運転代行業の認定証の写し
 - (2) 別表に定める対象経費ごとの必要書類
 - (3) その他町長が必要と認めるもの
- 2 他の制度により補助金等の交付を受ける、又は受けている場合、補助金の交付申請をすることができない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 規則第7条による通知は、交付不交付決定通知書(様式第2号)による。
- 3 前項の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事実発生日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更承認申請)

第7条 補助事業者は、補助金申請内容を変更する場合又は事業の中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請内容と相違なく事業を行ったにもかかわらず、前条に規定する交付決定をした補助対象経費の額と次条に規定する実績報告の額とが相違する場合においては、同条に規定する実績報告をもって変更承認申請に代えることができる。

- 2 前項に規定する様式第3号による申請があった場合において、町長がこれを適当と認めるときは、当該申請をした者に対して、変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(運行報告)

第8条 補助事業者は、補助金事業の進捗を報告するため、毎月運行実績を取りまとめ、翌月10日(3月分は3月31日)までに運行実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、事業完了後(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認通知を受理してから)14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第1号の書類については、町が保有する情報を調査することについて申請者が同意する場合は省略することができる。

- (1) 町税等の未納がないことの証明書
- (2) 別表に定める対象経費ごとの必要な書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 規則第14条による通知は確定通知書(様式第7号)による。

(補助金の請求及び支出)

第11条 補助金の支出は補助事業の完了した後、前条の通知を受けた者の請求により行うものとする。

- 2 前条の通知を受けた者は、速やかに交付請求書(様式第8号)により、町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る場合に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は公用の増加価格が10万円を超える財産を町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、5年を経過した場合は、この限りでない。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかなければならない。

2 町長は、予算執行の適正を期するため、前項に定める書類のほか必要があると認める書類について、提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、第12条、第13条、第14条及び第15条の規定は令和9年3月31日後も、なおその効力を有する。

別表(第4条、第5条、第9条関係)

区分	補助対象経費	補助率	上限額	必要書類
(1) 賃借料	町内に立地する、事業用に供する土地及び事務所に係る賃借料 土地：事業用車両駐車場所、 事務所用地 建物：事務所	10/10	1月5万円	交付申請時：契約書、位置図 実績報告時：領収書の写し

(2) 資格取得経費	事業者が負担した、交付申請する年度内に資格取得する従業員の普通自動車第二種運転免許取得に係る経費 入学金、教習受講料、検定料金等 ただし、交通費、図書購入費等は除く	1/2	1名につき15万円	実績報告時：領収書の写し
(3) 燃料費	事業に要する車両に給油(充填)した燃料費	10/10		実績報告時：領収書の写し
(4) 任意保険料	事業用に供する車両を補償するために係る任意保険料(自動車保険料)	10/10	1台につき1月1万円	実績報告時：任意保険証書の写し、領収書の写し
(5) 広報に係る経費	事業の周知・広報に要する広報費 看板作成・設置に要する経費、チラシ・ポスターの作成に係る経費 夜間営業に係る案内をしているもので、本補助金により作成した旨の記載があるもの	10/10		実績報告時：作成した看板の写真、作成したチラシ、領収書の写し
(6) 車両購入費	新規創業の場合のみ 事業に供する車両の購入費2台まで	10/10	1台につき50万円	実績報告時：領収書の写し、購入費用の内訳が分かる書類



様式第1号(第5条関係)

浪江町長

受付印

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金
交付申請書

申請日 年 月 日

申請者 (法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)	住所	〒			区分	新規	・	継続	
	事業者名								
	代表者役職		代表者氏名	⑧					
事業所所在地	〒								
連絡先	氏名				電話番号				
	メールアドレス								
事業開始日	平成23年3月11日以前				・	年	月	日	
補助対象事業期間	年	月	日	～	年	月	日		
事業実施場所	浪江町内								
事業の内容									
従業員数	人			今年度中の追加雇用見込人数			人		
許認可機関名				許認可日	年	月	日		
町内営業日・営業時間									
対象事業のために 保有する車両	車両ナンバー	メーカー・車種	初年度登録年月	色	燃料				
			年 月		ガソリン・軽油・電気・水素				
					ガソリン・軽油・電気・水素				
					ガソリン・軽油・電気・水素				
浪江町税の滞納	滞納なし・町税の課税なし・滞納あり						浪江町税に限る		
浪江町暴力団排除条例	該当しない・該当()								
収支予算	収入の部	積算根拠					予算額		
	営業収入								
	補助金	浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金							
	その他の収入								
	自己資金								
	収入計								
	支出の部	積算根拠					予算額	補助率上限額	補助金額
	賃借料	<土地> 住所: 使用目的: <建物> 住所: 使用目的:	月 額	円 ×	か 月 分		10分の10 1月につき5万円		
	資格取得経費	資格取得見込者数	名 ×	円		2分の1 1名につき15万円			
	燃料費	事業用車両	台			10分の10			
	任意保険料	事業用車両	台 × 月 額	円 ×	か 月 分	10分の10 1台につき月1万円			
	※補償内容は保険証書のとおり								
	広報費	作成予定数	看板 チラシ	基 部			10分の10		
	※新規創業時のみ 車両購入費	購入予定台数	台 ×	円		10分の10 1台につき50万円			
対象経費計									
対象外経費	人件費、車両維持管理費、税金、消耗品費、他								
支出計									
補助金申請額						上限200万円 千円未満切捨て	000		

以下、浪江町担当者記載欄

審査		債権者コード	
区分	積算根拠の調査		添付書類の確認
賃借料	土地： 建物：		契約書の写し
資格取得経費	資格取得見込者数 名 × 円		実績報告時に要提出
燃料費	事業用車両 台		実績報告時に要提出
任意保険料	事業用車両 台 任意保険料月額 対象月数		任意保険証書の写し 補償内容のわかる資料 被保険車両リスト
広報費	作成予定数 看板 基 チラシ 部		実績報告時に要提出
※新規創業時のみ 車両購入費	購入予定台数 台		実績報告時に要提出
交付決定額		000円	
備考			



様式第2号（第6条関係）

浪江町指令産第 号

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金
交付不交付決定通知書

事業者名
代表者名

年 月 日付で申請のあった浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金については、下記のとおり決定する。

年 月 日

浪江町長

記

事業所所在地	
事業実施場所	浪江町内
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費	金 円
交付金額	金 ,000円
不交付決定の理由	
<p>交付条件等</p> <ol style="list-style-type: none">1 広報費について 補助金名を明記して作成された制作物に係る経費のみが対象となることに留意すること。2 変更承認 補助事業者は、交付申請内容を変更する場合又は事業の中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。3 運行報告 補助事業者は、毎月の運行実績について翌月10日まで（3月分は3月31日まで）に運行実績報告書を提出しなければならない。4 実績報告 補助事業者は、事業完了後14日以内または3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。5 補助金の確定 実績報告を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付する補助金の額を確定し通知する。6 補助金の交付請求 補助金は、補助金の額の確定後、補助事業者からの交付請求により交付する。7 財産の処分の制限 この補助事業により取得した財産については処分に関して制限があることに留意すること。8 会計帳簿の整備 補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、今年度から5年間保存すること。	

【担当】 浪江町役場 産業振興課 商工労働係
電話 0240-34-0247 ※8:30~17:15
メール namie15010@town.namie.lg.jp



様式第3号(第7条関係)

受付印

浪江町長

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金
変更承認申請書

申請日 年 月 日

申請者 <small>(法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)</small>	住所	〒		
	事業者名			
	代表者役職		代表者氏名	®
町内事業所名 <small>(営業所の名称、屋号又は商号)</small>				
町内事業所住所 <small>(営業所の所在地)</small>	〒979-15 浪江町大字			
連絡先	担当者氏名		電話番号	
	メールアドレス			
事由	交付申請内容の変更・事業の中止・事業の廃止			
変更・中止・廃止内容				
事実発生日	年 月 日			
変更後補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	補助対象経費		交付決定額	
変更前(A)	円		000円	
変更後(B)	円		000円	
差(B-A)	円		000円	



様式第4号(第7条関係)

浪産第 号
年 月 日

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金
変更承認通知書

事業者名
代表者名

浪江町長

年 月 日付で提出された浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金の変更承認申請については、下記のとおり承認したので通知する。

記

承認内容	
指示事項	

【担当】 浪江町役場 産業振興課 商工労働係
電話 0240-34-0247 ※8:30~17:15
メール namie15010@town.namie.lg.jp



様式第5号(第8条関係)

浪江町長

受付印

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金

月分 運行実績報告書

報告日 年 月 日

申請者 (法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)	住所	〒					
	事業者名						
	代表者役職		代表者氏名	(押印不要)			
報告対象期間	年 月 日		~		年 月 日		
運行実績	夜間(19時~24時)に浪江町内で営業した日に ○ をし、利用人数を記入すること 不要な枠は斜線で消す						
	月	火	水	木	金	土	日
第1週							
利用者数	人	人	人	人	人	人	人
第2週							
利用者数	人	人	人	人	人	人	人
第3週							
利用者数	人	人	人	人	人	人	人
第4週							
利用者数	人	人	人	人	人	人	人
第5週							
利用者数	人	人	人	人	人	人	人
第6週							
利用者数	人	人	人	人	人	人	人
その他報告事項							
連絡欄							

以下、浪江町担当者記載欄

夜間交通補助金の補助事業者から 月分の運行報告がありましたので閲覧いたします。 月 日

課長	主幹	補佐	係長	係員			担当



様式第6号(第9条関係)

浪江町長

受付印

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金
実績報告書

報告日 年 月 日

申請者 (法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)	住所	〒		区分	新規	継続	
	事業者名						
	代表者役職		代表者氏名	㊟			
事業所所在地	〒						
連絡先	氏名			電話番号			
	メールアドレス						
事業開始日	平成23年3月11日以前		年	月	日		
補助対象事業期間	年	月	日	～	年	月	
事業実施場所	浪江町内						
収支 予算	収入の部	積算根拠			予算額		
	営業収入						
	補助金	浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金					
	その他の収入						
	自己資金						
	収入計						
	支出の部	積算根拠			予算額	補助率 上限額	補助金額
	賃借料	<土地> 住所: 使用目的:	か月分			10分の10 1月につき5万円	
		<建物> 住所: 使用目的:	か月分				
	資格取得経費	資格取得者数	名			2分の1 1名につき15万円	
	燃料費	事業用車両	台			10分の10	
	任意保険料	任意保険加入事業用車両	台	か月分		10分の10 1台につき1万円	
	※補償内容は保険証書のとおり						
	広報費	作成数	看板 チラシ	基 部		10分の10	
※新規創業時のみ 車両購入費	購入台数	台	円		10分の10 1台につき50万円		
対象経費計							
対象外経費	人件費、車両維持管理費、税金、消耗品費、他						
支出計							
補助金申請額					上限200万円 千円未満切捨て	000	

同意

 添付書類により証明すべき事実について、町が町税等の納付状況を確認することについて、申請者欄の自署又は記名押印をもって同意します。

以下、浪江町担当者記載欄

税務担当課処理欄 この確認は本補助金交付に限り有効		確認 年 月 日	決裁	確認者
納付状況確認	滞納なし ・ 課税なし ・ 滞納あり			

****産業振興課処理欄****

審査		債権者コード
区分	積算根拠の調査	添付書類の確認
賃借料	土地： 建物：	契約書の写し
資格取得経費	資格取得見込者数 名 円	実績報告時に要提出
燃料費	事業用車両 台	実績報告時に要提出
任意保険料	事業用車両 台 任意保険料月額 対象月数	任意保険証書の写し 補償内容のわかる資料 被保険車両リスト
広報費	作成予定数 看板 基 テラシ 部	実績報告時に要提出
※新規創業時のみ 車両購入費	購入予定台数 台	実績報告時に要提出
確定額		000円
備考		



様式第7号(第10条関係)

浪産第 号
年 月 日

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金
確定通知書

事業者名
代表者名

浪江町長

年 月 日付で報告のあった浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

認定内容	対象経費
賃借料	
資格取得経費	
燃料費	
任意保険料	
広報に係る経費	
車両購入費	

対象経費計 金 円

確定額 金 ,000 円

要綱に基づき、交付請求書をご提出ください。

【担当】 浪江町役場 産業振興課 商工労働係
電話 0240-34-0247 ※8:30~17:15
メール namie15010@town.namie.lg.jp



様式第8号(第11条関係)

受付印

浪江町長

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金

交付請求書

請求日 年 月 日

申請者 <small>(法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)</small>	住所	〒		
	事業者名			
	代表者役職		代表者氏名	Ⓜ
町内事業所名 <small>(営業所の名称、屋号又は商号)</small>				
町内事業所住所 <small>(営業所の所在地)</small>	〒979-15 浪江町大字			
連絡先	担当者氏名		電話番号	
	メールアドレス			
交付請求額	000円			
振込先	金融機関名			
	支店名		種別	普通 ・ 当座
	口座番号			
	口座名義 <small>(カタカナ)</small>			

※債権者コード